

# 西野次郎兵衛家文書の「本陣等間取図」の年代

国京克巳

## はじめに

福井県南条郡南越前町今泉の西野次郎兵衛家文書には年月不詳の「本陣等間取図」が、四枚残されている(図1~4)<sup>1</sup>。今泉浦の源大夫家・久兵衛家・与兵衛家、河野浦の三郎右衛門家・吉右衛門家の五軒の平面図である(以後各図は「源大夫家図」、「久兵衛家・与兵衛家図」等と仮称)。このうちの源大夫(今泉浦三郎右衛門とも称す)家は、現在の浜野源三郎家にあたり、西野家と同様に同浦を代表する問屋業を営んでいた旧家で、江戸時代には廻国巡見使が度々宿泊している。浜野家には江戸時代後期の建設と伝わる住宅がのこされ、その平面は天保九年(一八三八)の廻国巡見使宿泊時の間取りである(「本陣等間取図」中の「今泉浦三郎右衛門家間取図」(図5)を基本にしている)<sup>2</sup>。しかし、年不詳の「源大夫家図」は天保九年の間取図

とも大きく異なる。一方、河野浦の「三郎右衛門家図」(図6)は現在の中村三之丞家で、現住宅主屋は明治二十年(二八八七)に建築され、重要文化財に指定されている。しかし、中村家によられる天明七年(一七八七)「河野浦三良右衛門家間取図」(図7)<sup>3</sup>、寛政元年(一七八九)の「御廻国様ニ付家絵図御本陣御下宿共」中の間取図(図8)<sup>4</sup>、天保九年の廻国巡見使宿泊時の「(本陣等間取図)」中の「河野浦三郎右衛門家間取図」(図9)とも異なる<sup>5</sup>。「本陣等間取図」の年代が明らかにされることは、両家の住宅間取りの変遷を知る上で重要であり、さらに越前の浦方住宅の変化を探る貴重な史料となる。

本稿は、巡見使に使用された今泉浦と河野浦の本陣・同下宿の宿名を各時期の巡見使関係文書で調査し、「本陣等間取図」の宿名と一致する巡見使の時期を図の描写された時期と推定する。その上で享保十年(一七二五)以降の各巡見使宿泊時における見積仕様帳に記される源大夫(三郎右衛門)家の間取りと「源大夫家図」を比較し、こ

の図の間取りの建物存知期間を推定し、この図の年代に大きな食い違いが生じないかを確認する。さらに河野浦の中村三之丞家の天明七年・寛政元年の間取図と比較しても年代に齟齬を来さないか確認する。

一 巡見・巡覧と本陣宿

「源大夫家図」には「御本陣源大夫方」あるいは「本陣 今泉源大夫」とあり、同図は江戸時代に幕府役人あるいは福井藩主の休泊施設本陣として源大夫家がつかわれた時のものである。今泉浦・河野浦は福井藩領で、幕府の国目付や廻国巡見使、福井藩主の本陣宿浦に用いられたと考えられる。將軍の代替わり時の廻国巡見使派遣は、寛永十年（一六三三）、寛文七年（一六六七）、天和元年（一六八一）、宝永七年（一七一〇）、享保元（二二年）、延享二（三二年）（一七四五）、宝暦十「十一」年（一七六〇）、天明七「八、寛政元」年、天保八「九」年（「」括弧内は派遣令と実施された年が異なる時、以後各年の巡見使派遣の時期をそれぞれ寛永期・寛文期等と称す）の九回ある。この他に藩主代替わりの国目付派遣があるが、その詳細は不明である。『河野村誌』<sup>7)</sup>によれば、今泉浦および河野浦を訪れた巡見使は享保二年から天保九年までの六回が河野村内の史料により確認できる。鈴木与兵衛家文書<sup>8)</sup>によれば、廻国巡見使や公料巡見使は寛文七年以降に越前へ派遣されており、巡見使は従前の巡見使が休泊した村々で休泊するのが通例であったので、今泉浦や河野浦にも寛文七年の巡見から休泊していたことが考えられる。

一方、福井藩主巡覧は『河野村誌』で寛永十年を含め五回確認される。<sup>9)</sup>万延元年（一八六〇）の記録<sup>10)</sup>によれば、福井藩主の巡覧は本陣一軒と下宿三十三軒が確認でき、「本陣等間取図」の軒数と比較して極端に宿数が多くなっている。このことから福井藩主の藩内巡覧の際の図とは考え難く、幕府役人の巡見使休泊時の図とみられる。西野次郎兵衛家文書には享保十年に派遣された国目付を迎えるために建物を修繕あるいは仮設物を建築した今泉浦の本陣宿の次郎兵衛、同源大夫、下宿次郎右衛門の見積書が残

宝暦期（廻国）		天明期（廻国）		天保期（廻国）		
宝暦10年・宝暦11年	見積書	天明7年・寛政元年	見積書	天保8年・天保9年	見積書	
浦名	宿名	浦名	宿名	浦名	宿名	
今泉浦	治郎兵衛	今泉浦	次郎兵衛	河野浦	中村三郎右衛門	○
〃	五右衛門	〃	五郎右衛門	〃	忠左衛門	○
〃	三郎右衛門	〃	三郎右衛門	〃	権左衛門	○
〃	市左衛門	〃	多兵衛	〃	新左衛門	○
		〃	(九右衛門)	〃	権兵衛	△
河野浦	三郎右衛門	河野浦	三郎右衛門	今泉浦	三郎右衛門	○
〃	吉右衛門	〃	吉右衛門	〃	五右衛門	○
				〃	甚助	△
辰秋廻国御宿拵見積帳 ([河野村誌 資料編])		御廻国様萬事留帳		御廻国御泊今泉浦河野浦御宿拵見積帳		

・○印は見積仕帳帳あり △印は一部見積仕帳帳あり ・( ) は予定されたが使用されなかった  
 ・善右衛門は中村家「御宿拵見積帳」から ・特記なきは浜野源三郎家文書

されている<sup>①</sup>。また、浜野源三郎家文書には延享期・宝暦期・天明期・天保期の廻国巡見使を迎えるための同様な今泉浦の本陣や下宿の見積書が残されている。これらの見積書では部屋名や仮設で建てられる建物の仕様、畳表替にともなう部屋の畳数と床の間の大きさ、障子の張り替えや新調による建具数などを知ることができる。

浜野源三郎家が本陣として使用された時期を記録から確認できるのは、享保期（廻国・国目付<sup>②</sup>）・延享期（廻国）・宝暦期（廻国）・天明期（廻国）・天保期（廻国）があり、隣接の河野浦と共に宿を担った。この時の本陣宿とその下宿を表1に示す<sup>③</sup>。前述のように「源大夫家図」は天保九年の「本陣間取図」中の「今泉浦三郎右衛門家間取図」と大きく異なり、「三郎右衛門家図」は天明七年の「河野浦三良右衛門家間取」と寛政元年の「御廻国様二付家絵図御本陣御下宿共」中の間取図、さらに天保九年の「本陣間取図」中の「河野浦中村三郎右衛門家間取図<sup>④</sup>」とも異なるから、天明期・天保期の廻国巡見使時の間取図は除かれる。一般に本陣宿・同下宿は地域の有力な庄屋・長百姓などの家選ばれ、宿は前例を重視し、同じ家を使用されることが多かった。今泉浦・河野浦も同じであったが、江戸時代末期頃には今泉浦に変わって河野浦が栄え、天保期には一番・二番宿を河野浦が勤めるようになった。享保期・延享期には河野浦の本陣宿の有無が不明であるが、享保二年の廻国巡見使派遣は三名であり、河野浦に本陣が設けられ、三郎右衛門家が本陣宿となっていたことが十分考えられる。「本陣等間取図」には江戸時代末期を除き今泉浦で有力家であった次郎兵衛家の図はみられないが、今

泉浦に本陣を二軒も設ける場合は、次郎兵衛家も含まれていたことは十分想定される。この表から今泉浦の源大夫（三郎右衛門）・久兵衛・与兵衛と河野浦の三良（郎）右衛門・吉右衛門が同時に本陣宿・同下宿を勤めたと考えられる時期は、享保期（廻国・国目付）・延享期（廻国）の二期が考えられる。延享期の今泉浦の下宿を勤めたのは治（次）郎右衛門・久兵衛で、図面の与兵衛がみあたらない。宝永六年の「北藤左衛門田畑永代売券状<sup>⑤</sup>」によれば、次郎右衛門・源大夫・与兵衛・久兵衛は今泉浦の長百

表1 巡見使時期と本陣宿等・見積書の有無

派遣今年・実施年	本陣等間取図		享保期（廻国）		享保期（国目付）		延享期（廻国）		見積書	
	浦名	宿名	享保元年・享保2年	享保10年・享保10年	見積書	延享2年・延享3年	見積書			
本陣・下宿	浦名	宿名	浦名	宿名	浦名	宿名	浦名	宿名		
1番本陣	今泉浦?		今泉浦?	?	今泉浦	治郎兵衛	○	今泉浦	治郎兵衛	○
〃下宿					〃	次郎右衛門	○	〃	治(次)郎右衛門	○
2番本陣	今泉浦	源大夫	今泉浦?	?	〃	源大夫	○	〃	源大夫	○
〃下宿(1)	〃	久兵衛				?		〃	久兵衛	○
〃下宿(2)	〃	与兵衛								
3番本陣	河野浦	三郎右衛門	河野浦?	?	河野浦?	?		河野浦	?	
〃下宿(1)	〃	吉右衛門						〃	?	
〃下宿(2)										
出典	西野次郎兵衛家文書				御日付様御願見御泊今泉浦御宿捲見積り帳(『河野村誌資料編』)			延享三子ノ年御廻国御泊宿見積仕様帳		

姓、次(治)郎兵衛は庄屋である。与兵衛は享保期から天保期の本陣の下宿となった記録は見当たらないが、宝永六年当時に長百姓であるから享保期・延享期に本陣下宿であったとしてもおかしくない。「本陣等間取図」には休泊宿として使用されるにあたり、改造された場所、修理・仮設の指示、修理された様子、巡見使や従者の部屋割りなどの記載が見られない。このことから「本陣等間取図」は、休泊宿の候補として提出されたものとも推測できる。当初予定されていた休泊下宿が使用されなかったことも天明期の廻国巡見使時の例にみられる。また、享保十年の国目付巡見使に本陣二軒、下宿一軒の記録しかないから享保期の図ではないとすることもできない。さらに本陣宿が不明である享保二年以前の廻国巡見使時の図とも考えられなくもない。

以上から「本陣等間取図」は今泉浦の源大夫・久兵衛が同時に宿を勤めている延享期以前の巡見使宿泊時の図と推定できる。

## 二 巡見使宿の見積仕様帳と「源大夫家図」

浜野源三郎家主屋は記録によれば、寛政十二年に新築され、その後享和三(一八〇三)年の出火により焼失した<sup>16)</sup>。そこで土地を買い増し、新たな建物が建てられた。それが、現在の主屋である。天保期の廻国巡見使本陣のために準備された「今泉浦三郎右衛門家間取図」(天保八年)の主要部分が現建物とほぼ一致することから、このことは明らかである。しかし、天保八年の間取図と西野次郎兵衛家文書の「源大夫

家図」とは座敷の床の間や縁の配置が大きく異なる。これから「源大夫家図」は享和三の火災前あるいは寛政十二年の再建前の図となる。

前節の巡見使本陣宿名の検討から享保あるいは延享期以前の巡見使時の図の可能性が考えられた。源三郎家の主屋は享保十年の本陣宿時期から寛政十二年の建て替えまでは七十五年程で、同じ建物であったことも十分考えられる。そこで「源大夫家図」を史料の残る各時期の巡見使宿の見積仕様帳から検討する。見積仕様帳には巡見使等が宿泊に使用する部屋、雪隠、湯殿等の柱・壁・天井・建具の修理仕様とその材料・人工数、さらに畳修理の見積として各部屋の畳数が記載される。さらに、巡見使宿泊のために現状建物で不足している室や設備も見積仕様帳に記載される。巡見使の随行員となる下級武士が使用する部屋は大きな部屋を建具で仮に間仕切つて天井を張り使用することや、湯殿や雪隠を仮にあるいは新しく造ることはあるが、巡見使が使用する上ノ間や次ノ間などの主要な座敷間取りは大きく変更されることは少ない。また、修理や増設された場合でも仮に造る時は「仮」、新しく造る時は「新規」、修繕する時は「張替」・「塗替」・「取替」・「仕替」と表記される。そこで座敷廻りの見積仕様を検討することで、部屋の大きさ、床の間や縁側の有無、さらに建具数から大まかな開口部の様子を推定し、座敷廻りの大まかな間取りが想定できる。この想定間取りが「源大夫家図」の間取りと食い違いがないか検討する。

### (一) 「源大夫家図」

主屋は正面六間半奥行五間で、正面を東とし、敷地東に流れる川

に面する。間取りは正面六間分を二間幅で三等分し、南から北へ半間幅の縁側のある座敷二室、拾畳と納戸、土間・水屋となる。南西隅の一間幅の床の間のある七畳間は主座敷の上ノ間、その東の八畳間は次ノ間とみられる。八畳の南に一間四方の縁（ふ三たん付き）、一間四方の湯殿、縁側端に半間の上雪隠（小用所付き）を置く。踏み段のある縁は上雪隠や湯殿が近くにあることから待などの入口（式台あるいは玄関）とみられる。中央二間には手前から四畳の縁、三方が板戸で囲まれて残り一方が土間に面する板敷きとみられる十畳、大きさ六畳の納戸、北二間に梁間いっばいに土間をとり、その北西隅に水屋と台所を配置する。

### (二) 「享保期」

享保十年六月の「御目付様御順見御泊今泉浦御宿拵見積り帳 写」<sup>17</sup>によれば、「一、上ノ間畳九畳表替但刺通代貳拾壹匁分五厘 一、同間唐紙障子四本裏表張替」、「一、同間腰障子五本」、湯殿に「一、松六分板壹坪 但敷板」、雪隠に「一、松六分板壹坪但敷板」、次ノ間として「一、畳拾壹表替但刺通」、「一、三尺襖戸壹本上張」、玄冠に「一、次ノ間障子四本張替」とある。これでは「源大夫家図」の一間幅の床の間のある七畳座敷、その東の八畳座敷に一致しない。ところが、後述のように延享期見積書・宝曆期見積書には九畳は座敷七畳に縁側二畳、拾畳は座敷八畳に縁側二畳にあたり、記載内容と一致する。上ノ間と次ノ間の境にある襖戸は唐紙障子四本で、図の「から紙四本」の書き込みに一致する。しかし、上ノ間の腰障子五本は縁側に「せうし」が三本しかなく、二本が不明である。図に障子の記載はないが、

床の間北側の外部に面する壁に引き違い建具があると仮定すれば合わなくもないが、外部に直接腰障子を入れることは考えられない。八畳とその南の縁境に腰障子を入れることは外側に縁があり、十分考えられる。次ノ間の「三尺襖戸壹本」ははっきりしないが、次ノ間と湯殿の境にある三尺の建具と考えることができ、「次ノ間障子四本」は縁側境の「せうし」四本と理解できる。玄冠の項に次ノ間障子の記載があるが、屋根の指し樽や外壁の杉皮が玄冠の項に記載されており、後で補足された内容とみられ問題はない。

### (三) 「延享期」

「延享三子ノ年御廻国御泊宿見積仕様帳」<sup>18</sup>には、上之(ノ)間として「一、畳九畳表替 但縁側共」、「二、床押まくり壹枚」、「一、襖戸四本 両面唐紙張替」、「一、腰障子六本張替」、「一、天井床共四坪張替 廻縁竿縁共」、「一、縁側三尺式間裏板打替」、「一、縁板敷居 繕并雨戸袋共、次之(ノ)間として「一、畳拾壹畳表替 但縁側共」、「二、上湯殿壹間四方板打替」、「一、玄冠壹間四方新規 但上り立踏檀式段付」、「一、押まくり四枚 但上雪隠共」、「一、明り障子式本新規」、「一、三尺襖戸壹本張替漆紙両面」、「一、板戸壹本仕替 但幅式尺三寸長五尺五寸」、「一、表四畳敷勝手之方へ式畳広ケ 仮囲明り障子式本新規」とある。これを「源大夫家図」で見ると、上ノ間の畳九畳は座敷七畳と縁側二畳、次ノ間の「拾壹畳表替」は座敷八畳と南縁側二畳、さらに湯殿一畳ではないかと想像される。後述するように上湯殿二畳・上雪隠一畳・玄冠二畳は合わせて五畳の広さとなるが、押しまくりは四枚で四畳にしかならない。新規の一間四方の玄

冠は二枚の押しまくりが必要であり、上雪隠一畳で押しまくり一枚、上湯殿は一間四方であるが、押しまくり一枚しか残らず、上湯殿は残り一畳が畳敷きであったと想定される。天井と床の張り替え四坪は座敷七畳と床の間一畳にあたる。「玄冠沓間四方新規」は湯殿横の「縁」とその外部の「ふ三たん」と書かれる部分にあたり、「縁四畳」が勝手側に広げる前の表四畳の部屋に相当するとみられ、二畳広げて六畳間とした。このことを示すように同文書後半の見積金額が入っている部分では「三之間仕切障子式本板戸式本新規出来」と、当初みられなかった「三之間」の表現があらわれ、十畳に新しく宿泊用に障子や板戸を設けて部屋としたことがわかる。上ノ間に記載される腰障子六本はこの建具をさすのかわからないが、座敷二室と縁側の境では七本となり一本不足するが、張り替えであるから破損していないものが一本あったと考えることもできる。「明り障子式本新規」は同様文書後半に「玄冠沓間四方天井小松簀張替明り障子式本出来」とあり、八畳と玄冠の境に障子を入れたとみられる。板戸一本と襖戸一本も「上雪隠板戸仕替 天井樵打替 小用所共新規出来 同所襖戸張替」とあり、上雪隠の戸が板戸であったことがわかる。襖戸は漆紙張りで、小用所あるいは上湯殿の入口戸とみられる。なお、押しまくりとは縁側、湯殿、雪隠、床の間の床板上に敷く薄縁である。

#### (四)「宝暦期」

「宝暦拾年辰八九月 辰年御廻国御宿御見り帳 巳春畳表替御見積長も入<sup>19)</sup>」には、上ノ間として「上之間床張付下地繕」、「襖四本片表張替」、「障子拾沓本張替」、「湯殿雪隠小便所とも二新敷出来」、

次ノ間として「次之間雪隠小用所共壁繕」、「襖沓本片表張替」、そして「玄冠同続湯殿共二天井小松簀取替」とある。畳積りとして上ノ間に「一、同刺通畳替畳七畳」、「一、同表替畳拾式畳 但上間合続キ縁側共二」、「一、同表押しまくり式枚 右同断 内沓枚長サ沓間但上ノ間床 沓枚同三間但同所合次ノ間縁」、「一、右表 押しまくり四枚 内式枚長サ沓間玄冠上敷 式枚同沓間 湯殿雪共二」とある。このことから幅一間の床の間付き上ノ間七畳、次ノ間八畳、座敷横に長さ四間の畳敷き縁側が確認でき、長さ三間に押しまくりを敷いたことがわかる。玄冠は二畳、湯殿や雪隠は幅半間に長さ一間の押しまくりを敷いたことが確認でき、「源大夫家図」に矛盾は生じない。しかし、次ノ間には「雪隠小用所共壁繕樋箱式ツ仕替」とあり、次ノ間用の雪隠小用所があったことがわかり、間取りが一部改造されている可能性が考えられる。障子十一本は七畳座敷の縁側に二本、八畳座敷の縁側に四本、玄関側に二本、合計九本である。これでは二本不足するが、延享期には板敷きとみられる拾畳に仮設の六畳間を造っており、明かり障子二本が新たに造られている。このことと次ノ間に既に雪隠・小用所の設備があることを考えると、常設化した部屋が想定され、この障子張り替えとみることができ、「襖沓本片面張替」は小用所あるいは上湯殿の戸とみられる。以上から宝暦期は「源大夫家図」より後の間取りが想定される。

#### (五)「天明期」

「御廻国御泊今泉浦河野浦御宿拵見積帳<sup>20)</sup>」には、「上之間から紙四本両面張替 同障子六本張替」、「雪隠小用所」、「次之間障子五本張

替」「上湯殿小松簀天井張替縁繕」「玄冠之間次通湯殿仕立縁繕  
天井小松簀張替」「式台之間障子三本張替 腰障子式本新規出来  
次通飯雪隠小用所拵(中略)式台之間杉板戸壹本出来」などがあり、  
畳として「上之間畳九畳表替、二之間畳八畳表替、雪隠小用所半畳  
式畳床繕表替」とある。この見積書は前三期の見積書より粗く記入  
されている。これは修繕工事の途中におこなわれる中見分の追積り  
を前提としたもので、見積内容に抜けている項目が多くみられるこ  
とによる。<sup>21</sup> 追積りでは障子や押まりなどが追加されている。さて、  
「上之間畳九畳」は延享期のように座敷七畳に縁側二畳を加えるも  
のと理解できるが、「二之間畳八畳」は座敷八畳のみで縁側の畳が  
不足する。また、「式台之間障子三本張替」とあり、玄冠とは別に  
常設の式台之間の存在も想像される。一方、追積りには「床之上押  
捲壹枚出来 上ノ間次ノ間共二両戸袋二ヶ所大破繕 上ノ間雪隠小  
用処押捲出来 三ノ間腰障子壹本新規出来、四ノ間寄物障子六本張  
替共御入用追積り」とあり、押しまくりのみで畳の記述はみられず、  
三ノ間として常時使用できる部屋の存在も考えられる。このことか  
ら天明期の間取りが宝暦期とはさらに異なり、変わっていたことも  
考えられる。なお、次通湯殿とは巡見使の従者で用人など上級武士  
のための湯殿で、飯雪隠・小用所と同様に仮設物である。

以上、享保期から天明期における巡見使宿準備の見積仕様帳と、  
「源大夫家図」について座敷廻りを中心に検討し、享保期・延享期  
の間取図として不都合が生じないこと、宝暦期・天明期は増築や改  
修の手が加えられた可能性があつて若干問題が残ることが判明し

た。このことから「源大夫家図」は享保期あるいは延享期の巡見使  
を迎えるためにつくられた間取図とすることができる。さらに、他  
の四枚の図も同様な時期のものとするができる。この「源大夫  
家図」の主屋は享保期あるいは延享期まで確実に存在し、主要な座  
敷部は宝暦期・天明期にもあつたことが考えられる。このことは寛  
政十二年の火災まで「源大夫家図」の主屋が増改築等を加えられな  
がらも存在していた可能性を示唆している。

### 三 中村三之丞家の間取図

前節で享保期あるいは延享期の巡見使時の図と推定された「本陣  
等間取図」中の河野浦「三郎右衛門家図」は、中村三之丞家の主屋  
間取図である。『中村家住宅調査報告書』<sup>22</sup>によると、同家の江戸時代  
の主屋間取図は、前述のように「三郎右衛門家図」の他に三枚確認  
されていて、天明七年の「河野浦三良右衛門家間取図」、寛政元年の「御  
廻国様二付家絵図御本陣御下宿共」中の間取図、天保九年の「(本陣  
間取図)」中の「河野浦三郎右衛門家間取図」である。前二図は天明  
期の廻国巡見使の史料で、巡見使派遣は天明七年三月二十七日に発  
遣令が出されたが、その実施は天明八年と寛政元年で、三月二十九  
日から四月十三日まで越前国内を巡見した。<sup>23</sup> 廻国巡見使は、今泉浦・  
河野浦に四月二日に宿泊しているので、「御廻国様二付家絵図御本陣  
御下宿共」の包紙の「己寛政元年酉四月二日」との記述に一致する。  
天明七年の図には「天明七年未秋 三番 河の□三良右衛門家」と

ある。天明七年の図は廻国巡見使宿泊の準備のための間取図、寛政元年の図は宿泊時の間取図と考えられる。そのため、天明七年の「河野浦三良右衛門家間取図」には北東にある八畳の押入の北に張紙で「仮湯殿」・「かり雪隠小用所」の記載がみられる。また、寛政元年の「御廻国様ニ付家絵図御本陣御下宿共」中の間取図には座敷に巡見使をはじめ用人の氏名が書かれ、南東隅の部屋には福井藩役人が詰めていたことが記される。両図では主屋北東の雪隠や湯殿の位置に多少の違いが見られるが、主要な座敷や室の間取りに違いは見られない。天保九年の「(本陣間取図)」中の「河野浦三良右衛門家間取図」(本図は今泉浦の浜野源三郎家文書の天保八年八月頃の「本陣間取図」と同一中にあり、正確には一年前の図となる)は寛政元年の間取図に座敷二室が北に追加され、湯殿がその奥に設けられる。幅三間奥行四間半の土間が板ノ間をもうけて小さくなり、廻国巡見使の宿泊までに主屋に大きな改造や増築がなされたことがわかる。

「三郎右衛門家図」と天明七年の「河野浦三良右衛門家間取図」を比較する。「三郎右衛門家図」は南から幅三間奥行四間半の土間、その北に八畳三室と十畳を田の字に配置する。入口は八畳側の土間の一間幅である。東の八畳間・十畳間・土間の東奥に六畳間二室(一つは押入状の部屋付き)と四畳半の二室(一つは物置)を横に配置する。部屋配置は二列三室配置となる。床の間・押入のある八畳を上ノ間とし、その北裏に一間四方の湯殿と上り場を新たに設ける。表となる八畳二室の西には長さ五間の縁側を置き、北端に雪隠を設ける。この雪隠には仮の書込みがみられず、既に常備していたと判

断できる。縁側南の座敷八畳前に仮の式台を新たにもけている。上ノ間東の座敷八畳には北の縁側に新しく仮湯殿を設け、その奥の座敷六畳の北東隅に便所を設ける。縁側板に戸の印や文字書込みがあり、新しく設けられたあるいは設けられるものとみられる。

天明七年の「河野浦三良右衛門家間取図」では主要な部屋配置は「三郎右衛門家図」と同じで、北東隅で押入状の部屋の付く六畳がなく、土間奥の四畳半二室が大きく九畳の板ノ間となる。物置はその南に張り出した部分に移動したとみられる。土間入口は八畳の南にあり、幅をやや大きくしている。上ノ間となる八畳は奥行三尺に満たない大小の床の間と、西に縁側を設け、縁側北端に湯殿・雪隠・小用所を置く。湯殿・雪隠・小用所は単線で柱の記入がないことから計画とみられる。その東の八畳も出窓風の明かり床と押入がある。押入の北には仮の湯殿と雪隠・小用所をおく。これも仮とあるように計画である。この八畳は東に長さ二間の縁側がある。寛政元年の「御廻国様ニ付家絵図御本陣御下宿共」中の間取図では北東隅の八畳の押入端を湯殿とし、縁側をL字形に南の六畳へとつなぎ、その奥に雪隠を設ける。表側に八畳とその西の縁側、その南に設けられた部屋は、天明の図で三畳と一畳の部屋であったが、寛政元年の図では幅二間となり、中央に石とみられる段が描かれる。このことから幅一間半から二間の大きな式台に改造したとみられる。土間は棟通りで前後に分けられ、手前土間内の南に湯殿が計画されたが、寛政元年の図では屋外に張り出して設けられた。さらに土間の東には幅半間の下屋が設けられた。以上から「三郎右衛門家図」の北東隅の六畳を別とすれば、南西

の八畳前の縁側を式台に変更、上ノ間となる八畳とその北の次ノ間八畳を大床の間・小床の間・明かり床のある部屋に整備、大きな土間を東西空間への分割、物置の主屋外への移設と板間の設置は、住宅として応接機能を拡充し、土間を縮小する時代の流れに相応するものである。「三郎右衛門家図」は天明七年の「河野浦三良右衛門家間取図」より前時期の間取図として問題ないことがわかる。しかし、北東隅の六畳はどのように考えれば良いのか。上ノ間東の八畳間は北側に建具が入れられるから幅三尺の部分（「手廻普請」と記載）は縁側と理解でき、その東に続く六畳間も北に縁側、東奥に押入があり、八畳・六畳は東西の続き間で北庭があったことが想定できる。巡見使宿泊のための改造ではなく、享保期・延享期からこの間取りであったとすることもできる。その後、八畳二室に床の間を整備し、縁側を東西に設けて採光を確保すると同時に北庭を東へ移動した間取りにしたことよって六畳が撤去されたと理解することもできる。

## おわりに

西野次郎兵衛家文書の「本陣等間取図」中の「源大夫家図」を例に巡見使本陣宿の見積仕様帳との比較検討から享保期あるいは延享期以前の巡見使時の本陣間取図であることを明らかにした。このことよって、今泉浦の浜野源三郎家住宅の延享から寛政十二年建て替え前の住宅間取りが判明した。一方、河野浦の「三郎右衛門家図」と天明七年・寛政元年の間取図の比較によつて、「本陣等間取図」の図面年代

に齟齬を来さないことが確認された。中村三之丞家の住宅主屋は、明治二十一年に建て替えるまでは度重なる増改築を繰り返して、接客空間の拡充、土間の縮小と板の間部分の拡大をはかっていたことが判明した。

## 謝辞

本稿をまとめるにあたり、福井県文書館、南越前町教育委員会、浜野尚氏、中村日出男氏をはじめとする関係各位から資料提供や助言をいただきました。これら関係各位に末尾ながら感謝申し上げます。

## 註

- (1) 西野次郎兵衛家文書「本陣等間取図」。以下の特に書籍名を記さない西野次郎兵衛家文書および浜野源三郎家文書は福井県文書館の複製文書による。番号は福井県文書館番号とし、表題は同館表題を詳しく記入した。
- (2) 浜野源三郎家文書〇〇〇九一〇〇一「本陣間取図」二枚。
- (3) 中村三之丞家文書「河野浦三良右衛門家間取」。
- (4) 中村三之丞家文書「御廻国様ニ付家絵図御本陣御下宿共」。本包には二枚の絵図があり、本陣宿の三良右衛門家住宅と下宿の吉右衛門家住宅とみられる。
- (5) 浜野源三郎家文書〇〇〇九一〇〇二「本陣間取図」。
- (6) 半田隆夫「幕府巡見使体制と西国経済」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の政治と外交』雄山閣、一九九三年一月、一六一～一八六頁)。
- (7) 『河野村誌』(河野村、一九八四年三月、四二～四六九頁)。廻国巡見使は十二回とあるが、国目付を含み、古い時期は史料の錯誤も考えられる。
- (8) 鈴木与兵衛家文書「四御巡見様御順路并諸事御用控」(大野市史 諸家

- 文書編二 大野市、一九八四年三月、五〇七～五一六頁。
- (9) 前掲(7)『河野村誌』八五一～八五五頁。
- (10) 浜野源三郎家文書「21 海岸御巡覽之節河野浦御泊り御人数并寄物清帳 万延元申年四月 今泉浦扣」(『河野村誌 資料編』河野村、一九八〇年八月、六〇一～六〇四頁)。
- (11) 西野次郎兵衛家文書「124 御目付様御順見御泊今泉浦御宿拵見積り帳 写」(前掲(10)『河野村誌 資料編』四八四～四八九頁)。「『国事叢記上』(福井県立図書館・福井郷土誌懇談会共編、福井県立図書館、一九六一年三月、五六二～五六五頁)。同書によれば、享保十年五月六日に目付が福井に着き、七月二十一日福井を出て藩領内を巡見、同月二十六日今泉泊、八月七日に江戸へ帰っているから享保十年六月の本見積書は宿拵実施後の結果を記載したものと考えられる。
- (12) 西野次郎兵衛家文書の幕府巡見使に関する一連の記録(前掲(10)『河野村誌 資料編』四七六～四八四頁)。享保二年に廻国巡見使が今泉浦に訪れた記録はあるが、本陣宿名は不明。
- (13) 「本陣等間取図」における源大夫家以外の本陣・下宿の区別あるいは宿順は享保期以降の巡見使宿を参考とした。
- (14) 「中村家住宅調査報告書」(南越前町教育委員会、二〇一五年二月)によれば、本図は「(御宿間取図)」とする。
- (15) 西野次郎兵衛家文書「117 北藤左エ門田島永代売券状」(前掲(10)『河野村誌 資料編』四七二～四七三頁)。
- (16) 林義博「近世、越前の家普請について」(『福井県史研究』第四号、一九八六年九月、九三～一一〇頁)。
- (17) 西野次郎兵衛家文書「124 御目付様御順見御泊今泉浦御宿拵見積り帳 写」(前掲(10)『河野村誌 資料編』四八四～四八九頁)。
- (18) 浜野源三郎家文書〇〇一二五―〇〇一「延享三子ノ年御廻国御泊宿見積り仕様帳」。
- (19) 浜野源三郎家文書〇〇三二二―三「宝曆拾年辰八九月 辰年御廻国御宿御見り帳 巳春豊表替御見積長も入 この見積り本紙也」。
- (20) 浜野源三郎家文書〇〇一二九―〇〇三「天明七年」御廻国御泊今泉浦河野浦御宿拵見積帳」。
- (21) 拙稿「天明期・天保期における廻国巡見使宿と福井藩の関係 越前における巡見使の宿に関する研究 その4」(『日本建築学会計画系論文集』第八二巻第七四〇号、二〇一七年一〇月、二六九三～二七〇〇頁)。
- (22) 前掲(14)「中村家住宅調査報告書」。
- (23) 浜野源三郎家文書「寛政元酉年先觸」(前掲(10)『河野村誌 資料編』五七二頁)。

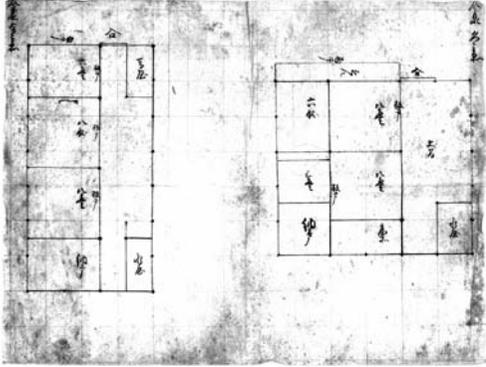


図2 「久兵衛家・与兵衛家図」  
(西野次郎兵衛家文書「本陣等間取図」より)  
画像提供：福井県文書館

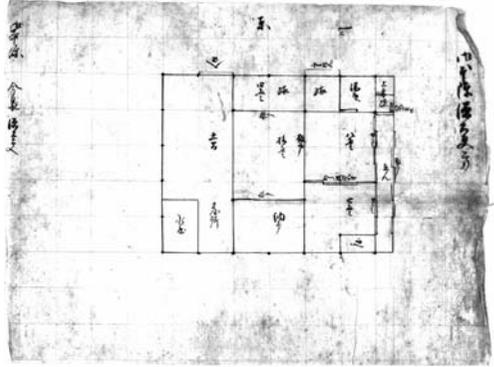


図1 「源大夫家図」  
(西野次郎兵衛家文書「本陣等間取図」より)  
画像提供：福井県文書館

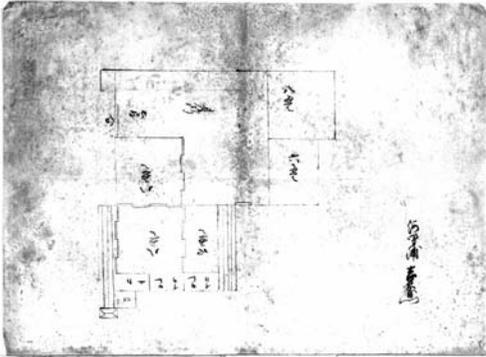


図4 「吉右衛門家図」  
(西野次郎兵衛家文書「本陣等間取図」より)  
画像提供：福井県文書館

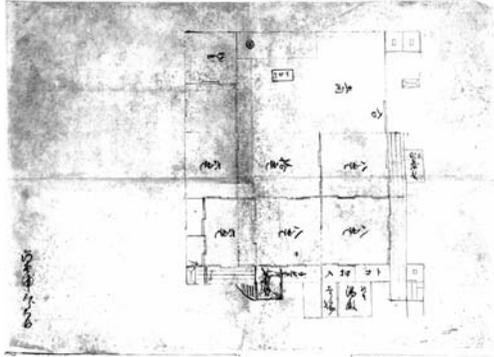


図3 「三郎右衛門家図」  
(西野次郎兵衛家文書「本陣等間取図」より)  
画像提供：福井県文書館

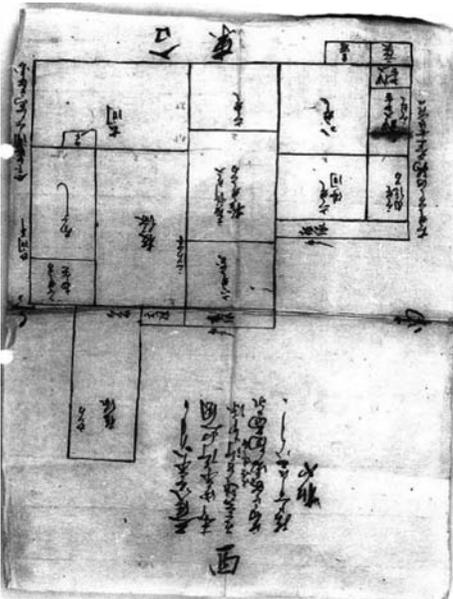


図5 天保9年「今泉浦三郎右衛門家間取図」  
(浜野源三郎家文書「(本陣間取図)」より) 画像提供：福井県文書館

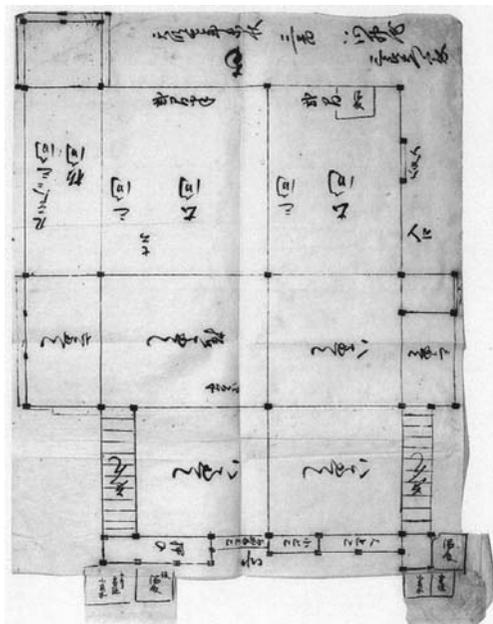


図7 天明7年「河野浦三良右衛門家間取図」  
(中村三之丞家文書)

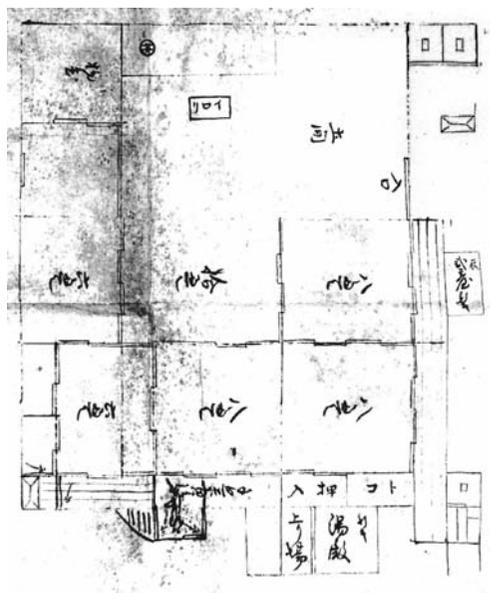


図6 「三郎右衛門家図」部分  
(西野次郎兵衛家文書「本陣等間取図」より)  
画像提供：福井県文書館

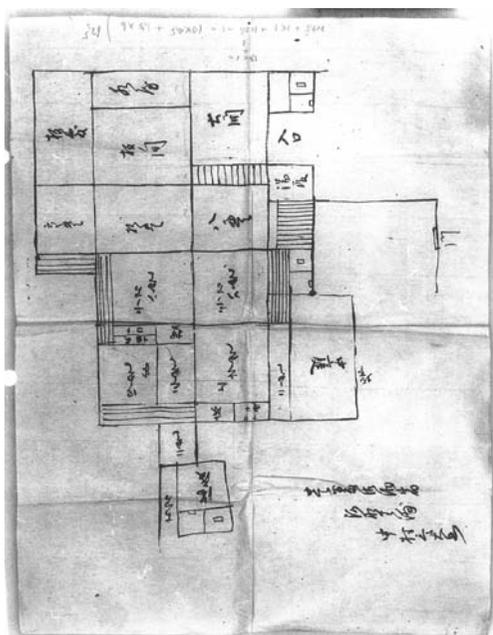


図9 天保9年「河野浦三郎右衛門家間取図」  
(浜野源三郎家文書「本陣間取図」より)  
画像提供：福井県文書館

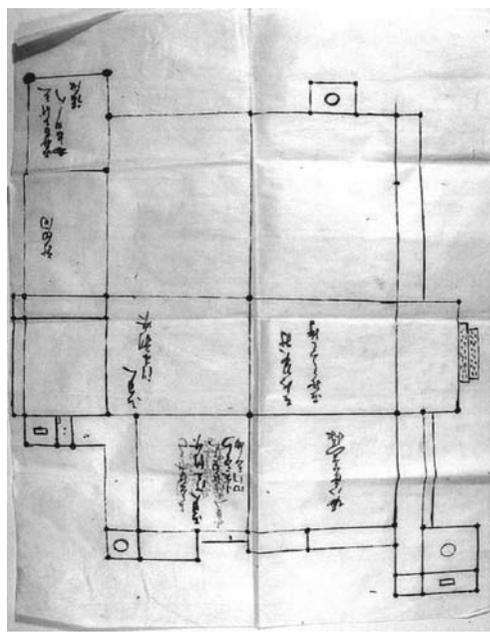


図8 寛政元年「御廻国様二付家絵図御本陣御下宿共」  
中の間取図  
(中村三之丞家文書)